

# 寄宿舎規則

## 第1章 総 則

第1条 この規則は、労働基準法（以下「法」という。）第95条第1項により、寄宿舎生活の秩序について定めるものであり、〇〇会社の附属寄宿舎に適用する。

第2条 寄宿舎に寄宿する労働者（以下「寄宿員」という。）の事業主は、〇〇会社であり寄宿舎及びその附属施設並びに寄宿する者に関する事項は、〇〇会社主任（以下「管理者」という。）が管理する。  
② 管理者は、寄宿員の私生活の自由を侵してはならない。

## 第2章 入舎及び退舎

第3条 入舎する者は、管理者の許可を受けなければならない。

② 前項により入舎を許可された者は管理者に所要の事項を届け出なければならない。

第4条 業務の都合により、他の寄宿舎に転居を命ぜられた者は、特別な事業がない限りすみやかにその命令に従わなければならない。

第5条 退舎する者は事前に管理者に届け出なければならない。

第6条 退職者は、すみやかに退舎しなければならない。また、法令により寄宿することを不適当とされた者が寄宿不適当と認められた者には、退舎を命ずることがある。

第7条 前2条により退舎する寄宿員は、借り受けた物品及び入居していた室について管理者の点検を受けなければならない。

## 第3章 日 課

第8条 起床時刻は午前〇時〇分とし就寝時刻は午後〇時〇分とする。ただし、業務の都合により、この時刻を変更することがある。

② 前項ただし書により、時刻の変更を受けた者は、他の寄宿員の迷惑にならないよう心がけなければならない。

第9条 食事時刻は、次のとおりとする。  
朝食 午前〇時〇分から午後〇時〇分まで

昼食 正午から午後〇時〇分まで

夕食 午後〇時〇分から午後〇時〇分まで

第10条 食事は、食堂以外の場所では行わない。

第11条 管理者は、常に食生活に留意し、炊事場、食器類等を清潔に保持しなければならない。

第12条 寄宿員が、備付けの寝具を使用するときは、別に定める料金を支払わなければならない。

第13条 勤務時間外の外出及び外泊は自由とする。ただし、外泊する寄宿員は、事前にその旨管理者に届け出なければならない。

第14条 外出又は外泊しようとする寄宿員は、業務に支障をきたさぬよう常に心がけ、外出又は外泊より帰った時には、すみやかに管理者に届け出なければならない。

第15条 寄宿員は、他の寄宿員に迷惑を及ぼさない限り、所定の場所において自由に面会することができる。

第16条 寄宿員は外来者を管理者の許可なく宿泊させてはならない。

## 第4章 行 事

第17条 寄宿員に必要な教育、娯楽に関する行事は、管理者及び寄宿員の過半数を代表する者が協議の上実施する。

② 前項により計画された行事は、参加を強制するものではないが寄宿員は積極的に協力するものとする。

## 第5章 安全及び衛生

第18条 寄宿員は、所定の場所及び方法以外で火気の使用をし、又は喫煙をしてはならない。

第19条 寄宿員は、消火設備の使用方法について習熟するよう努めるとともに、避難及び消火訓練に参加するよう努めなければならない。

第20条 寄宿員は、常に寄宿舎及び附属施設並びにこれらの附近の清潔に留意し、寝具及び肌着類を清潔に保ち、居室を整理整頓するよう努めなければならない。

第21条 寄宿員が負傷し又は疾病にかかったとき、直ちに管理者に届け出るとともに、適当な処置を受けなければならない。

② 前項の負傷及び疾病の種類及び程度により寄宿舍にて療養不可能な場合には、医師の指示により入院させることがある。

③ 寄宿員は各自健康に留意し、負傷し又は疾病にかかった者があるときは互いにたすけあうよう努めなければならない。

第22条 寄宿員は、避難階段、避難器具及びこれらに通ずる通路をいつでも避難できるよう保持することに協力しなければならない。

第23条 寄宿員は、前3条のほか、安全衛生に関する法令及び当社の定めた諸規則を守らなければならない。

## 第6章 雑 則

第24条 寄宿員は、寄宿舍の建物、施設及び備品等を破壊又は損傷してはならない。

② 前項の規定にかかわらず、寄宿員が、故意又は重大な過失により建物及びその他の施設に損害を及ぼした場合には、実費を弁償させることがある。

第25条 寄宿員は、前条までに定めるもののほか、次の各号を遵守しなければならない。

1. 火災・盗難の予防については、各自が積極的に注意すること。
2. 寄宿舍内の電気配線を勝手に変更しないこと。
3. 許可なく共同炊事場以外で自炊をしないこと。
4. 他の寄宿員の迷惑になるような放歌・乱舞・口論をしないこと。
5. 靴、雨具は必ず所定の収納設備に整然と収納すること。
6. 洗面所及び洗たく場以外で洗面及び洗たくを行わないこと。
7. 許可なく寝室に物を干さないこと。

## 第7章 附 則

第26条 この規則は、○年 ○月 ○日から実施する。